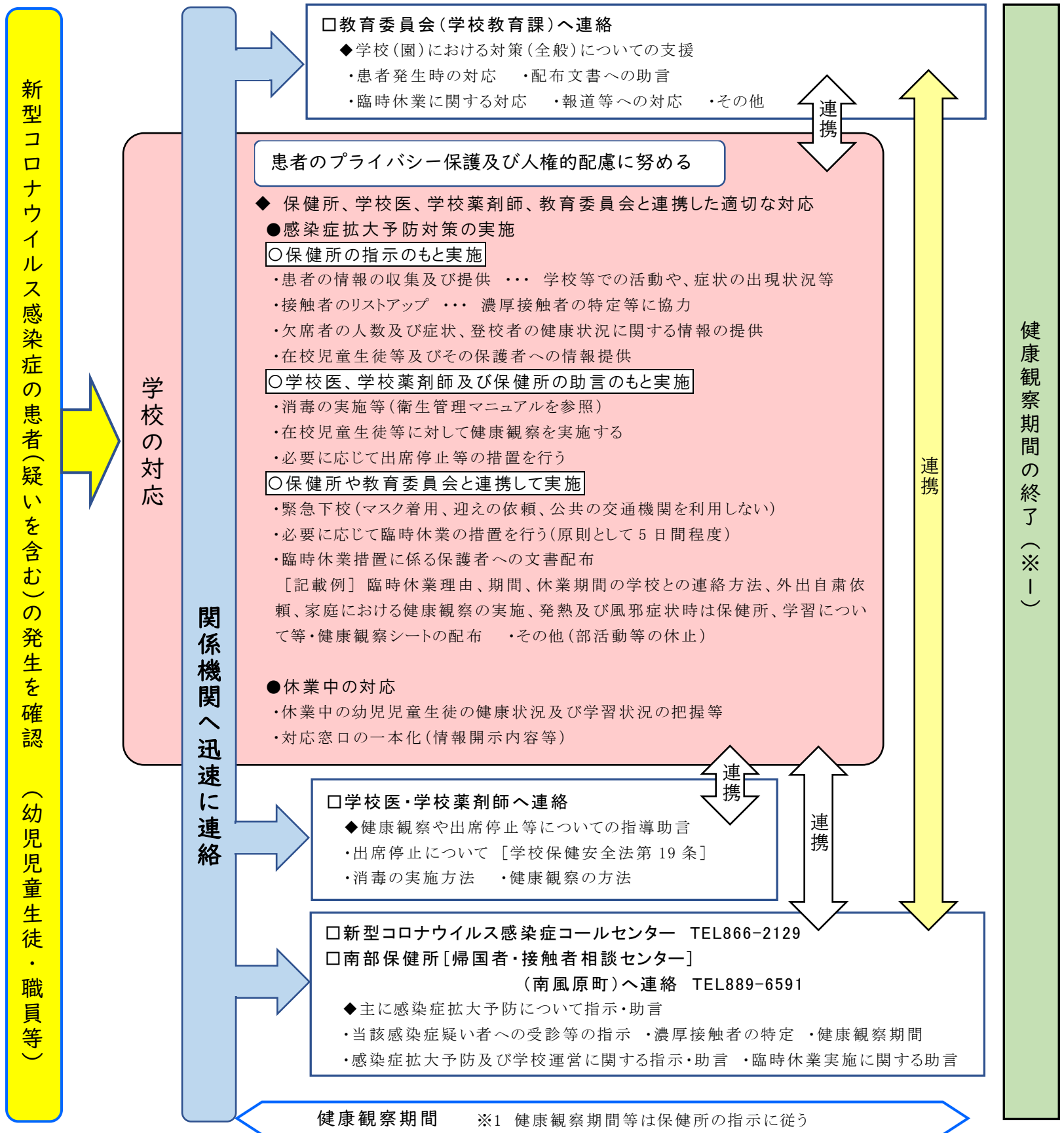


学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者(疑いを含む)発生時の対応

[令和2年7月]

※本フロー図は、沖縄県教育委員会作成資料 7月10日時点(第16報-②)を参考に作成されたものであり、今後新たな情報が入ったり状況の変化があった場合には、変更が生じることもあります。



- ◆ 患者発生に備えた体制整備
 - 学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制の構築
 - 緊急連絡網(電話・メール)
 - 緊急対応用の物品(マスク・消毒液等)
 - 患者発生時等の報告様式の確認 (令和2年6月26月付け教保第545号第13報-③)
- ◆ 患者発生時の報告
 - ①「新型コロナウイルス感染症患者」(症状はないが陽性診断者含む)
 - ②「感染が疑われ保健所または主治医等が検査を指示した者」
 - ③「濃厚接触者」
 - ①～③様式により、市教委及び教育事務所へ報告すること
- ◆ 学校欠席者・感染症情報システムへの入力
 - 左記①～③及び④「発熱や風邪症状等があり学校長が出席停止と認めた者」については、すみやかに入力すること。
- ◆ 学校において児童生徒等の発熱等を確認した場合の対応
 - 当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導してください。(令和2年5月14日付け教保第261号)
- ※ 幼児児童生徒は、解熱後、1日は自宅で休養し、翌日から登校(園)しても良いとする。(令和2年5月29日付け通知)
- ◆ その他 臨時休業の措置については、教育委員会に相談し判断を受けること。